【参考資料７】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 1 月 22 日
第 15 回条例検討会資料

条例検討会に対する意見

意見１

第 14 回条例検討会配布の「意見反映後たたき案」に対する意見

支障がなければ次回の検討会に配布をお願いします。

１．前文は障害者の環境変化について補強を

「前文」を入れたことは歓迎ですが不十分です。例えば長崎県条例や京都府条例などを参考にして、「障害者権利条約」の採択とそれに伴い「障害者基本法」が改正され、さらに「障害者差別解消法」などが制定されたことで、障害を「社会モデル」で据えること及び「障害者の権利性」が一般化していないことなども記載してほしいと思います。

２．条例の目的（第１条）に「市民の共生社会づくり」の挿入を

本市条例の目的は、障害者だけでなく「共生のまちづくり」と理解しています。従って、本条例が将来のすべての市民が安心して暮らすまちづくりの第一歩であることを明記するべきです。第１回検討会の市長挨拶の「安全安心政令都市として、障害があってもなくても一人一人が大切に、いかされる新潟市づくり条例を制定したい」の言葉は一体どこにあるのだろうかと思いました。

３．条例に「基本理念」の条項の新設を

法令や条例には基本理念が欠かせないと思うが本条例にはありません。例えば長崎県条例などを参考に、主として「障害者の権利保障」の観点で新設してほしい。

４．障がいのある人の定義に障害者の家族も

実際に差別を受けている人は本人だけでなく、家族にも向けられているので加えるべきです。

５．障害者の責務は除外を（第４条）

障害者にも、市民に理解を求める行動などを求めていすが、望ましいこととして理解はしますが、条文に明記することは能力の無い人も多く「社会モデル」の理念にも反するから反対です。

６．「条例推進会議」（第１０条）は「差別解消支援地地域協議会」に変更を

たたき案をみると条例推進会議はあまり役に立ちそうもないので、「差別解消法」に位置付けられている「差別解消支援地地域協議会」を設置してほしい。協議会は法

的に必置ではないが、「差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するネットワークとして期待されています。

７．あっせん申立ての制限は最小限に（１２条）

障害者の異議申立ては原則的に制限するべきではありません。第２項は「・・・できる事案」までで以下の「行政庁の行う・・・」は不要で、さらに（２）も不要です。

８．「条例推進協議会」の設置を

条例は制定後にどう定着させるかが最も重要です。市に障害者や福祉事業者を中心にした「推進協議会」を新設してほしい。イメージ的には新潟市も「障害者社会参加推進センター」を発足させてその中の「社会参加推進協議会」です。センターの役割は主として①障害者団体の連携を図る事業、②広報・啓発活動、③障害者１１０番事業、④障害者相談員研修事業などとなっています。また「障害者自立支援協議会」を改称して周知と啓発について担う方法もあると思われます。

９．その他の意見

①差別者の公表の是非について

「公表」することは「罰則」に該当しないのでしょうか？公表された事業者は、制裁と思うはずです。また「誰が見ても差別に該当し、非常に悪質な場合」に公表しますが、誰が「非常に悪質」と判定するのでしょうか？そんな事例の場合は条例違反でなくても、他の法令でも対応可能と思われますので（事実の公表）の第１６条は削除してよいと考えます。

②合理的配慮の市民義務について

市民の合理的配慮義務は除外するべきです。市民にまで障害者が市民までに合理的配慮の義務化を求めれば「障害者特権条例」になります。健常者が障害者に配慮することは当然ですが、障害者も健常者に気配りすることが対等の立場に立つことだと思います。

③合理的配慮の意思表示に限定について

合理的配慮の対象を「本人や家族から意思表示があった場合、若しくはその旨を認識した場合」としていますが、意思表示がない場合でも対象にするべきです。

④周知と啓発及び研修のための機関設置を

条例の存在意義に関わるので、附属機関にこだわらずに設置してほしいと思います。

⑤差別及び合理的配慮のガイドライン作成について

市はガイドラインを「国の動向を見てから」としていますが、国の方針に従うだけなら市の存在意義がありません。国の方針が出る前に地方の特殊性を反映したガイドラインに着手することで障害者の暮らしの向上と、底辺に存在している問題が分かると思います。ガイドライン作成機関や手順が表示されていませんが「差別解消支援地地域協議会」で検討することを提案します。

⑥仮称「一人ひとりが大切にされいかされる」の意義について

条例の名称が仮称の上記部分が採用されなかったことを残念に思います。委員のみなさんには「いかされる」に「生かしてもらう」の印象が強かったと思われますが、私は「持っている能力が活かされて」の印象を強く受け、条例の意義と啓発の中心でセールスポイントを捨てないようにと願っていました。委員に「生かしてやっている」の心が皆無であったと断言できるでしょうか。

⑦その他の意見

▽条例の「解消」の言葉の全てを「差別」に変更を

国が解消だからとして、自治体もその表現にしなければならないことはないと思います。

▽分かり易い条文表現に

資料 15 の「意見に対する考え方」欄には、「〇〇に含まれていると考えます」が目立ちます。条文作成者がそう思うだけではなく市民が読んでもそう理解できる条文になっているでしょうか。別府市のように「逐条解説書」が必要では市民に本当の意味は浸透しないと思います。

▽先行条例に見劣りしない条例を

先行自治体条例は年々「障害者権利条約」に近づいてきたことが分かります。市の条例も全国で注目していると思われます。既往の条例より後退した内容では笑い者にされるようで心配です。

▽早期に「条例草案」の提案を

早く草案を作成して区役所等で配布して、時間をかけて障害者団体等の反応と意見を聞くことが重要だと思います。「たたき案」に時間を掛けすぎると、修正に応じたくなくなり、特にパブリックコメントでは「検討済み」又は「〇〇を含む」として変わらない結果になりやすいものです。

意見２

第14回「障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」
検討委員会（１２月１８日・市役所）を傍聴しての意見

「条例・前文（案)」(当日配布資料15)に関して、以下に意見や提案を述べます。

（１）第２段落について
①「社会を構成する一員として」について
・この表現の中に、地域社会（つまりは市民生活）の中で、「障害のある人が“社会を構成する一員として”認められていない」という現実があることを再認識しました。ただ、日本国憲法を拠り所とすべき「前文」であれば、「社会を構成する一員として」の代わりに、人権を明確に表現した「国民として」とか「個人として」などの語句がふさわしいと思います。障害のある人を「社会を構成する一員」と“わざわざ”規定することは、障害のない人との分け隔て意識が滲み出た、極めて差別的な表現と思います。通常、国民一人ひとりを「社会を構成する一員」と言うことがないからです。
②「生活保障と社会保障」の追記について
・「社会、経済、文化その他あらゆる（後略)」の前に、「自立生活に必要な賃金や年金などの所得保障と医療や介助・介護などの社会保障が充分に整備され」（といった職旨の文章）が追記されることが不可欠であると思います。【理由】障害のある方々のほとんどは家族に依存して生活せざるを得ない状態にあります。前文（案）の第１段階にある「安心して暮らすことのできる」社会の実現に不可欠な条件は、自立に充分な生活保障と社会保障です。「生き生きと自分らしい生活」を営むのに充分な「参加や選択」を可能にするためにも充分な生活保障と社会保障の必要性を前文に記述すべきですし、そのことなしに「参加や選択」は確保されないからです。

（2）第4段落について
①障害のある人の「生きづらさ」について
・ここでは、障害のある人の生きづらさを日常生活場面での出来事に限定しています。また、生きづらさの原因や要因、背景を、市民社会での誤解や偏見、理解・認識不足に基づいた、一般市民による不利な扱いや配慮の不十分（な行為や結果）としています。だから第５段落で述べられる解決策も市民が対象になっています。しかし、こういう解釈と方法で、障害のある人の生きづらさが本当に解決されるのでしょうか。そもそも障害のある人の「生きづらさ」とはなんなのでしょうか。
・第１４回条例検討会で、耳に障害のある方の町内回覧板をめぐるエピソードが紹介されていました。当日の報告だけ聞けば、隣人の方々や町内会長の対応の配慮不足への印象を強くもちます。しかし、いろいろな角度からの情報収集や検討を行えば、ストレー

トに「差別」または「合理的配慮の欠如」の事象とは言えないこともあるはずです。また、カラオケファンで車椅子使用の肢体不自由の方（知人）は、旧市内のカラオケ店の廃業で「市内にバリアフリーのカラオケがなくなってしまった。」と嘆いています。これらは市民レベルでの問題が原因の、「社会権・文化享受権」に関わる「生きづらさ」「差別感」の例でしょう。

・一方、新聞報道にもなっている、当市（障害福祉課）の「地域活動支援センター」への補助金交付基準改変や障害者年金問題（差別的と言える低額）や 65 歳介護保険切り替え問題など、障害のある人の生活を悩ますたくさんの問題は、地方自治体や政府（の施策）が原因の、「生存」に直接に関わる「生きづらさ」「差別感」と言えます。

・「地方自治体の条例なのだから国の行政に言及するのは馴染まない」との意見が出そうですが、自治体市民の生活や福祉を直接に守り向上させることが地方自治体の責務なのですから、障害のある人の「生きづらさ」「差別感」の全体像をもっとしっかり把握し、必要によって市や政府に改善を求める表現を盛り込んで載きたい。更に言えば、「生きづらさ」とその解決を社会権的な事象に限定しようとする今回の前文案は、それを認める条例検討会の各委員が、障害のある人の「生きづらさ」の本質に思いを巡らすことや向き合うことを避け、行政（地方自治体や政府）と向き合うことを避けようとする立場をとっておられると考えざるを得ません。

・前文・第 1 段落にある共生社会の理想を真に願うのであれば、以上のことをぜひ検討載きたいと思います。